

# 第廿一回全國大會提出議案

## 一、労働組合法制定要求の件

中央委員 會  
大阪 關 聯 會  
大 阪 金 屬 勞 働 組 合  
東 京 鐵 工 組 合  
關 東 環 造 勞 働 組 合  
神 奈 川 聯 合 會  
九 州 聯 合 會  
兵 庫 縣 聯 合 會

左記要綱を具備せ、労働組合法の制定を要求し日本労働組合會議に社會大衆黨を協賛しその實現を期す。  
**労働組合法要綱**  
一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被雇者の共同利益の保護増進を目的とする被雇者の團體又はその聯合をいふ。  
二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添え、主たる事務所所在地の地方長官に届出を要す。  
三、労働組合規約には左の事項を記載することを要す。  
(一) 名稱、(二) 目的、(三) 主たる事務所、(四) 組合員の資格に関する規定、(五) 組合員の加入及退会に関する規定、(六) 組合の執行機關並に其他役員に關する規定、(七) 組合の執行機關並に其他役員に關する規定、(八) 加入金及び組合費並びに會計に関する規定、(九) 組合規約の變更に關する規定、(十) 組合の聯合及合併に關する規定、(十一) 本法に於て労働組合と稱するは本法第六に規定せしむる労働組合を指すものとす。

- 五、労働組合は労働争議につき役員が他人に加へたる損害を賠償する者に任せず。
- 六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被雇者を解雇する事を得ず雇主又はその代理人は被雇者を労働組合に加入せざると、又組合より脱退することを原備条件となすことを得ず。
- 七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て之に反する組合員と雇主との單獨契約締結は之を無効とす。
- 八、労働組合の役員又は組合員は労働争議控行の目的を以て監視、訪問、不買同盟、團體的示威又は文書の頒布若しくは賄賂をなしたるの故を以て懲罰せらるることなし。
- 九、労働組合の組合員たる未成年者又は有火の女子は組合員としてその行為に關し法定代理人の同意又は夫の許可を要す。
- 十、労働組合は司法裁判所の判決を經るに非ざれば解散することなし。
- 十一、地方長官は労働組合の規約又は決議法令に違反するものありと認めたる時は警告を發し若し應ぜざる場合はその取消變更を裁判所に訴訴することを要す。
- 十二、六に違反したる雇主又は代理人は六月以上三年以下の懲役に處す。

## 二、團體協約法制定要求の件

左記要綱を具備せる團體協約法の制定を要し、日本労働組合會議の社會大衆黨と協力して之が實現を期す。  
**團體協約法要綱**  
一、本法に於て團體協約と稱するは本法第六に規定せしむる労働組合と被雇者との間に締結せしむる協約を指すものとす。

- 二、團體協約の締結せられたる場合における個人間の契約は被雇者の利益となる部分に限り有効とす。
- 三、團體協約當事者は協約締結後、二週以内地方長官に届出するものとす。
- 四、團體協約中の事項が同一行政区域内に於ける同一産業若しくは職業の過半数に適用せられたるに非ざらざる限り、若しくは同條項が被雇者の利益に非ざらざる限り、若しくは同條項が被雇者の利益に非ざらざる限り、同業並に職業に關する同一産業並びに職業に適用することを得ず。
- 五、第四の適用を受くるものにして異議を有するものは適用することの不當なる事實を證明する書状を添付し、二週間以内に行政裁判所に異議の申立をなすことを得。
- 六、雇主若しくは被雇者の團體にして、その定款に依つて決議せるものは團體協約の能力あるものとす。但し被雇者の團體は左の條件を具備することを要す。  
(一) ある一定の組織を有すること。  
(二) 一定の規約を有すること。  
(三) 加入せしめざる自主獨立の團體なること。
- 七、團體協約は期間の經過、若しくは双方の同意によつて終了す。但し期間の定めなき場合は三月月の豫告期間を以て解除することを得。
- 八、事業を譲り受けたる雇主若しくは被雇者團體並びに被雇者團體の各々が被雇者に對して成立せしめたる團體は本法による権利義務の一切を繼承するものとす。
- 九、故意に協約に違反したるものは罰金を課す。雇主若しくは被雇者の團體に對しては五千圓以下、被雇者個人に對しては五百圓以下、被雇者個人に對しては日給七分の日給者に對しては月収三分の七以下とす。

## 三、失業防止及救済に關する件

中央委員 會  
大阪 關 聯 會  
大 阪 金 屬 勞 働 組 合  
東 京 鐵 工 組 合  
關 東 環 造 勞 働 組 合  
神 奈 川 聯 合 會  
九 州 聯 合 會  
兵 庫 縣 聯 合 會

## 決 議

- 一、失業防止及救済に關し左記の諸項の實施を要求す。
- 一、失業保險法の制定、制定に至る迄の期間中失業手當法を制定して手當金の國家支給を行ふべし。
- 二、土木事業以外に國家事業を起し、熟練工の失業を解決すべし。
- 三、國家事業は中間搾取を絕對に排斥し、事業監督機關に労働組合代表も参加せしむべし。
- 四、貸借を引下げざることを原則とする七時間労働制を實施すべし。
- 五、職業紹介機關の擴充及管理に労働組合代表を参加せしむべし。
- 六、政府所有米を消費組合、労働組合に對し大量拂下げを行ふべし。
- 七、失業者に對する無料宿泊所及無料食堂を新設増設すべし。

## 四、労働組合主義徹底に關する決議案

提出 中央委員 會

總同盟年來の主義たる健全なる労働組合主義は、日本労働組合會議の指導精神となり、我労働組合運動の主流を支配するに至つたが、我總同盟は健全なる労働組合の實現に努力し、我労働組合の組織を健全に維持し、内容を整備し、労働組合の諸機能を開き、労働者生活の中に徹底せしむることを旨とし、新しくて初めて、労働組合は労働者富みの權益を擁護し、伸張し得ると共に、新社會に於ける産業秩序を形成し得るものである。依つて、我總同盟は左の諸項に就て再時味し本業の諸旨の實現に努力しなければならぬ。

- 一、同盟組織を、團體協約及調整合理化を目標として改革すること。
- 二、總同盟の會計制度全般に亘つて、改正補修を行ひ一層合理的基礎の上に建設すること。
- 三、共済保險制度を認定すること。

依つて大會は中央委員會が、右諸旨に基き熱心に調査

## 五、綱領及主張改正に關する件

提出 中央委員 會

總同盟綱領を左の如く改む

- 一、我等は同胞親愛の理想に邁ひ、職員の開發、技術の進歩、徳性の涵養を期し、以て自己の向上と完成を期す。
- 一、我等は労働者の自主的組織と訓練により労働條件の維持改善並に共同福利の増進を期す。
- 一、我等は國情に即し、若し資本主義の根本的改革を期し、以て健全なる新社會の建設を期す。

總同盟主張を左の如く改む

- 一、八時間労働及一週四十八時間制の實施 (但し坑内労働は時間及一週三十六時間)
- 一、労働組合法並に團體協約法の制定
- 一、同業労働に對する差別撤廃
- 一、生活賃金法、失業保險法の制定
- 一、工場法、職業法、健康保險法の改正
- 一、國際労働條約の批准並に勸告案の實施
- 一、共済保險法の改訂
- 一、總同盟並に協同組合の全國普及とその統一

## 六、大會を隔年開催に改正するの件

提出 中央委員 會

左記の理由に依り大會を隔年開催に改む

- 一、大會費用を節約し、組合の財的充實を期すること。
- 一、大會の示威的、宣傳的效用の時代は過ぎて、組合はもとつと實質化せねばならぬ必要。
- 三、大會の開催せざる年は、組合長、聯合會長、本部役員との間に文書に依つて締結せる労働條件の協約を旨とす。

## 七、十萬突破運動續行に關する件

提出 中央委員 會

資本主義が高度に發達すると金融大資本間の專斷力が強化する。と同時に労働者階級の打倒資本主義階級も激化する。此の社會的不安動搖の時に於て中小商工業者中小地主、自作農、並にインテリ、軍人、官吏の一群を總稱する所謂中間階級は、陣陣にプロレタリアにも参加する事がある。

前者は生産手段を所有するに於てプロレタリアの社會主義を養成出来ぬ。そして大資本に搾取され階級として階級を構成してゐない。然かも之れ等全部に共通するものは、第一に自己の組織力によつて一定の社會實現せんとする動力を缺き、従つて強力なる獨逸官業階級の出現を希望する點である。

- 第一は、私有財産、特權を捨て、事を欲せず社會主義的であること。
- 第二は、世界觀に於て個人主義、利己主義を脱し、利己的排他的國家主義を棄つることである。
- 第三は、以上のフアンツシヨの特質はデモクラシーを基礎とする組織力によつて世界の労働者を資本主義の搾取より解放せんとして、更に此のフアンツシヨ運動は全產聯の階級によつて

## 八、大會宣言決議案

提出 中央委員 會

資本主義が高度に發達すると金融大資本間の專斷力が強化する。同時に労働者階級の打倒資本主義階級も激化する。此の社會的不安動搖の時に於て中小商工業者中小地主、自作農、並にインテリ、軍人、官吏の一群を總稱する所謂中間階級は、陣陣にプロレタリアにも参加する事がある。

前者は生産手段を所有するに於てプロレタリアの社會主義を養成出来ぬ。そして大資本に搾取され階級として階級を構成してゐない。然かも之れ等全部に共通するものは、第一に自己の組織力によつて一定の社會實現せんとする動力を缺き、従つて強力なる獨逸官業階級の出現を希望する點である。

- 第一は、私有財産、特權を捨て、事を欲せず社會主義的であること。
- 第二は、世界觀に於て個人主義、利己主義を脱し、利己的排他的國家主義を棄つることである。
- 第三は、以上のフアンツシヨの特質はデモクラシーを基礎とする組織力によつて世界の労働者を資本主義の搾取より解放せんとして、更に此のフアンツシヨ運動は全產聯の階級によつて

## 九、反動フアンツシヨ粉碎之件

提出 中央委員 會

資本主義が高度に發達すると金融大資本間の專斷力が強化する。同時に労働者階級の打倒資本主義階級も激化する。此の社會的不安動搖の時に於て中小商工業者中小地主、自作農、並にインテリ、軍人、官吏の一群を總稱する所謂中間階級は、陣陣にプロレタリアにも参加する事がある。

前者は生産手段を所有するに於てプロレタリアの社會主義を養成出来ぬ。そして大資本に搾取され階級として階級を構成してゐない。然かも之れ等全部に共通するものは、第一に自己の組織力によつて一定の社會實現せんとする動力を缺き、従つて強力なる獨逸官業階級の出現を希望する點である。

- 第一は、私有財産、特權を捨て、事を欲せず社會主義的であること。
- 第二は、世界觀に於て個人主義、利己主義を脱し、利己的排他的國家主義を棄つることである。
- 第三は、以上のフアンツシヨの特質はデモクラシーを基礎とする組織力によつて世界の労働者を資本主義の搾取より解放せんとして、更に此のフアンツシヨ運動は全產聯の階級によつて